

手術の施設基準について

1. 現行の症例数基準や対象手術の範囲に関して、平成16年度において技術集積度と医療結果等について諸外国の状況を含め、調査研究を行う必要がある。このため診療報酬調査専門組織に特別研究グループを設置したらどうか。
2. この間、手術施設基準を以下のように暫定的に見直したらどうか。
 - (1) 技術集積を評価し奨励する観点から、減算方式を加算方式に変更したらどうか。
 - (2) ただし、上記に変更したとしても、例えば「当該手術の臨床経験が10年以上ある医師が常勤している」など適切に手術が行われる体制がとられている場合以外には、減算方式を残すことにしてはどうか。
 - (3) 医療機関における年間手術症例数などの情報について、国民に対する情報提供の内容および範囲、伝達手段等について検討を行うべきではないか。
 - (4) 施設基準を満たす医療機関が1つも存在しない都道府県が極端に多い手術について対応を検討すべきではないか。
3. 併せて、減算方式と加算方式の基本的原則を明確にする必要があるのではないか。

手術の施設基準

- 難易度及び点数の高い手術について、技術と経験の集積を図り、質の向上を図る観点から、年間症例数や医師の経験年数等の施設基準を設け、基準を満たさないにおいては、手術料について所定点数の70%を算定する。

		年間症例数	医師要件
区分1	頭蓋内腫瘍摘出術等	50例以上	当該手術分野の臨床経験を10年間以上有する医師(常勤)
	黄斑下手術等		
	鼓室形成手術等		
	肺悪性腫瘍手術等		
区分2	経皮的カテーテル心筋焼灼術	10例以上	
	靱帯断裂形成手術等		
	水頭症手術等		
	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等		
	尿道形成手術等		
	角膜移植術		
	肝切除術等		
区分3	子宮付属器悪性腫瘍手術等	5例以上	
	上顎骨形成術等		
	上顎骨悪性腫瘍手術等		
	パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)		
	母指化手術等		
	内反足手術等		
	食道切除再建術等		
同種腎移植術等			

データ収集対象医療機関について

1 データ収集の目的

特定機能病院に導入された診断群分類に基づく包括評価制度の影響評価の一環として、医療機能の比較を行うために、下記の要件に該当する医療機関からのデータを収集し、比較検討を行う。

2 対象医療機関

国公立、公的医療機関及びデータ収集を行っている医療機関であって、下記の基準に該当するもの。

	基準
看護体制	原則として2対1以上であること。
診療計画策定体制	入院時に原則として全患者に対して関係職種が共同して計画を策定し、患者に説明できる体制にあること。
病歴管理体制	退院時記録等の作成など適切な病歴管理体制を有していること。 病名のICD10へのコーディングが可能であること。
レセプトデータの管理体制	レセプトデータを電子データとして提供できる体制にあることが望ましい。

データ収集対象医療機関一覧
(設置主体別)

設置主体	病院数
国 (試行対象8病院を含む。)	12 病院
都道府県、市町村	3 病院
全国社会保険協会連合会 (試行対象2病院を含む。)	35 病院
公的	2 病院
医療法人	25 病院
その他	15 病院

(合計 92 病院)